

酪農学園大学動物実験指針

(趣旨)

第1条 この指針は、「動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)」(以下「法律」という。)、
「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」(平成18年6月1日文科省告示)、
「厚生労働省における動物実験等の実施に関する基本指針」(平成18年6月1日厚生労働省通知)及び
「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」(平成18年4月28日環境省告示第88号)の
規定を踏まえ、日本学術会議が作成した「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン(平成18年6月)」
(以下ガイドラインという)を参考に科学的観点、動物愛護の観点、環境保全の観点、動物実験等を行う
教職員・学生の安全確保の観点から、酪農学園大学(以下「本学」という。)における動物実験を適正
に行うために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この指針において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ以下に定めるとおりとする。

- (1) 動物実験等 5号に定める実験動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用、その他の科学上の利用に供することをいう。
- (2) 飼養保管施設 実験動物を恒常的に飼養若しくは保管又は動物実験等を行う施設・設備をいう。
- (3) 実験室 実験動物に実験操作(48時間以内の一時的保管を含む)を行う動物実験室をいう。
- (4) 施設等 飼養保管施設及び実験室をいう。
- (5) 実験動物 動物実験等の利用に供するほ乳類、鳥類及び爬虫類に属する動物をいう。
- (6) 動物実験計画 動物実験等を行うために事前に立案する計画をいう。
- (7) 動物実験実施者 動物実験等を実施する者をいう。
- (8) 動物実験責任者 動物実験実施者のうち、動物実験等の実施を統括する者をいう。
- (9) 管理者 学長の命をうけ実験動物及び施設等を管理する者(学群長、農場長、家畜病院長など)をいう。
- (10) 実験動物管理者 管理者を補佐し、実験動物に関する知識及び経験を有する実験動物の管理を担当する専任教員をいう。
- (11) 飼養者 実験動物管理者又は動物実験実施者の下で動物実験の使用又は保管に従事する者をいう。
- (12) 管理者等 学長、管理者、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者をいう。
- (13) 指針等 動物実験等に関して行政機関の定める基本方針、ガイドライン及び本実験指針をいう。

(適用範囲)

第3条 この指針は、本学において実施される哺乳類、鳥類、爬虫類の生体を用いる全ての動物実験に適用する。

- 2 動物実験責任者は動物実験等を別の機関に委託する場合は、委託先においても、指針等に基づき、適正に動物実験等が実施されることを確認する。

(委員会の設置)

第4条 学長は動物実験計画の承認、実施状況及び結果の把握、飼養保管施設及び実験室の承認、教育訓練、自己点検、評価、情報公開、そのほか動物実験等の適正な実施に関して報告又は助言

を行う動物実験委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の役割・構成等については、別に規定を定める。

（動物実験計画の立案、審査、手続き）

第5条 動物実験責任者は、指針等に則り、3Rの原則（動物実験の基準についての理念。Replacement（代替）：意識・感覚のない低位の動物種、in vitro（試験管内実験）への代替、重複実験の排除、Reduction（削減）：使用動物数の削減、科学的に必要な最少の動物数使用Refinement（改善）：苦痛軽減、安楽死措置、飼育環境改善など）に配慮した実験計画を立案し、所定の「動物実験計画書」を学長に提出する。

2 立案に当たっては、次の点について配慮する。

- (1) 動物実験等の目的と意義及び必要性
- (2) 代替法を考慮し、実験動物を適切に利用すること
- (3) 使用数削減のため、目的に適した動物種の選定、実験成績の精度と再現性に関わる動物数、遺伝学的及び微生物学的品質並びに飼養条件の考慮
- (4) 実験動物に苦痛を与えない実験方法の選択と苦痛の軽減措置
- (5) 苦痛度の高い動物実験等においては人道的エンドポイントの設定

3 学長は、動物実験責任者から動物実験計画書の提出を受けた時は、委員会に審査を付議し、その結果を当該実験責任者に通知する。

4 実験責任者は、動物実験計画について学長の承認を得た後でなければ、実験を行うことができない。

（実験操作）

第6条 動物実験実施者は、指針等に則ると共に適切に維持管理された施設（第7章での設置申請、承認を受けた施設等）を用いて動物実験を実施する。

2 実験責任者は、動物実験計画書に記載された事項及び次の事項を遵守すること。

- (1) 適切な麻酔薬、鎮痛薬等の利用
- (2) 実験の終了の時期（人道的エンドポイントを含む）の配慮
- (3) 適切な術後管理
- (4) 適切な安楽死の選択

3 安全管理に注意を払うべき実験（物理的、化学的に危険な材料、病原体、遺伝子組換え動物等を用いる実験）については、関係法令等及び本学における関連規程等に従うこと。

4 物理的、化学的に危険な材料又は病原体等を扱う動物実験等について、安全のための適切な施設や設備を確保すること。

5 実験の実施に先立ち必要な実験手技等の修得に努めること。

6 侵襲性の高い大規模な存命手術にあたっては、経験等を有する者の指導下で行うこと。

7 動物実験責任者は、動物実験計画を実施した後、所定の様式により、飼養動物数、計画からの変更の有無、成果等について学長に報告すること。

（飼養保管施設の設置）

第7条 実験動物の飼養保管施設を設置（変更を含む）する場合、管理者が所定の「飼養保管施設設置承認申請書」を学長に提出し、その承認を得ること。

2 学長の承認を得た後でなければ、当該飼養保管施設での飼養若しくは保管又は動物実験等を行うことはできない。

3 学長は、申請された飼養保管施設を動物実験委員会に調査させ、その助言により、承認又は非

承認を決定する。

(飼養保管施設の要件)

第8条 飼養保管施設は、以下の要件を満たすこと。

- (1) 適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つことができる構造等とすること
- (2) 動物種や飼養保管数等に応じた飼育設備を有すること
- (3) 床や内壁などが清掃、消毒等が容易な構造で、器材の洗浄や消毒等を行う衛生設備を有すること
- (4) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有すること
- (5) 臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること
- (6) 実験動物管理者がおかれていること

(実験室の設置)

第9条 実験室(実験動物に実験処置を加えることや、生理機能等を解析する室)を設置する場合、管理者が所定の「動物実験室設置承認申請書」を学長に提出し、その承認を得ること。

- 2 動物実験等は、学長の承認を得た実験室でなければ行うことができない。
- 3 学長は、申請された実験室を動物実験委員会に調査させ、その助言により、承認又は非承認を決定する。

(実験室の要件)

第10条 実験室は、以下の要件を満たすこと。

- (1) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有するとともに、実験動物が室内で逸走しても捕獲しやすい環境が維持されていること
- (2) 排泄物や血液等による汚染に対して清掃や消毒が容易な構造であること
- (3) 常に清潔な状態を保ち、臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること

(施設等の維持管理及び改善)

第11条 管理者は、施設、設備の適切な維持管理及び改善に努めること。

(施設等の廃止)

第12条 管理者は、飼養保管施設の廃止に当たり、必要に応じて、動物実験責任者と協力し、飼養保管中の実験動物を他の施設に譲り渡すよう努めること。

- 2 管理者は、飼養保管施設及び実験室の廃止を学長に届け出ること。

(マニュアル(標準操作手順)の作成と周知)

第13条 管理者及び実験動物管理者は、飼養保管の標準操作手順を定め、動物実験実施者及び飼養者に周知すること。

(実験動物の健康及び安全の保持)

第14条 実験動物管理者、動物実験実施者、飼養者は、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の保持に努めること。

(実験動物の導入)

第 15 条 管理者は、実験動物の導入に当たり、関連法令や指針等に基づき適正に管理されている機関より導入すること。

2 実験動物管理者は実験動物の導入に当たり、適切な検疫、隔離飼育等を行うこと。

3 実験動物管理者は実験動物の飼養環境への順化・順応を図るための措置を講じること。

(給餌・給水)

第 16 条 実験動物管理者、動物実験実施者、飼養者は、実験動物の生理、生態、習性等に応じて、適切に給餌・給水を行うこと。

(健康管理)

第 17 条 実験動物管理者、動物実験実施者、飼養者は、実験目的以外の傷害や疾病を予防するため、必要な健康管理を行うこと。

2 実験動物管理者、動物実験実施者、飼養者は、実験目的以外の傷害や疾病にかかった場合、適切な治療等を行うこと。

(異種又は複数動物の飼育)

第 18 条 実験動物管理者、動物実験実施者、飼養者は、異種又は複数の実験動物を同一施設内で飼養、保管する場合、その組み合わせを考慮した収容を行うこと。

(記録の保存及び報告)

第 19 条 管理者等は実験動物の入手先、飼育履歴、病歴等に関する記録を整備、保存すること。

2 管理者は、年度ごとに飼養保管した実験動物の種類と数等について、学長に報告すること。

(譲渡等の際の情報提供)

第 20 条 管理者等は実験動物の譲渡にあたり、その特性、飼養保管の方法、感染性疾病等に関する情報を提供すること。

(輸送)

第 21 条 管理者等は実験動物の輸送にあたり、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の確保、人への危害防止に努めること。

(危害防止)

第 22 条 管理者は、逸走した実験動物の捕獲の方法等をあらかじめ定めること。

2 管理者は人に危害を加える等の恐れのある実験動物が施設等外に逸走した場合には、速やかに関係機関へ連絡すること。

3 管理者は、実験動物管理者、実験実施者及び飼養者が、実験動物由来の感染症及び実験動物による咬傷等を受けないよう予防し、発生した場合には必要な措置を迅速に講じること。

4 管理者は、毒へび等の有毒動物の飼養又は保管をする場合は、人への危害の発生防止のため、飼養保管基準に基づき必要な事項を別途定めること。

5 管理者は、実験動物の飼養や動物実験等の実施に関係のない者が実験動物等に接触しないよう、必要な措置を講じること。

(緊急時の対応)

第 23 条 管理者は、地震、火災等の緊急時に執るべき措置の計画をあらかじめ作成し、関係者に対

して周知を図ること。

- 2 管理者は緊急事態の発生時には、実験動物の保護、実験動物の逸走による危害防止に努めること。

(教育訓練)

第24条 実験動物管理者、動物実験責任者、動物実験実施者及び飼養者は、以下の事項に関する所定の教育訓練を受けなければならないこと。

- (1) 関連法令、指針等、本学の指針等
- (2) 動物実験等の方法に関する基本的事項
- (3) 実験動物の飼養保管に関する基本的事項
- (4) 安全確保、安全管理に関する事項
- (5) その他、適切な動物実験の実施に関する事項

- 2 教育訓練の実施日、教育内容、講師及び受講者名の記録を保存すること。

(自己点検・評価・検証)

第25条 学長は委員会に自己点検・評価を行わせること。

- 2 委員会は動物実験等の実施状況等に関する自己点検・評価を行い、その結果を学長に報告すること。
- 3 委員会は、管理者、動物実験実施者、動物実験責任者、実験動物管理者並びに飼養者等に自己点検・評価のための資料を提出させることができる。
- 4 学長は自己点検・評価の結果について、学外の者による検証を受けるよう努めること。

(情報公開)

第26条 本学における動物実験等に関する情報(本指針等、実験動物の飼養保管の状況、自己点検・評価、検証の結果等)を毎年1回程度公表する。

- 2 情報公開の方法については別途定める。

(準用)

第27条 第2条第5号以外の動物を使用した動物実験等については、飼養保管基準の趣旨に沿って行うよう努めること。

(適用除外)

第28条 産業動物の飼養管理の教育若しくは試験研究又は畜産に関する育種改良及び生態の観察を行うことを目的とする動物の飼養及び保管については、本指針を適用しない。ただし、採血や安楽死などの実験的処置が含まれる場合には本指針が適用される。

(雑則)

第29条 この指針に定めるもののほか、必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

- 1 この指針は、2008(平成20)年4月1日から施行する。
- 2 この指針の施行により動物実験に関する指針(1992(平成4)年8月20日)は廃止する。

附 則

この指針は、2012(平成24)年10月12日から施行する。